

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第二百九十四號

昭和二十三年三月二十六日鳥取縣告示第三百三十五號中五、營業所又は事業場の位置の事項に次の營業所を追加する。

昭和二十三年六月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

五、營業所又は事業場の位置

米子市米原壹千四百六拾の五

鳥取縣中央食品株式會社米子支店

東伯郡倉吉町壹百九拾番地の壹

鳥取縣中央食品株式會社倉吉支店

◇鳥取縣告示第二百九十五號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により東伯郡上小鴨村農地委員會委員の候補者につき覺書

本書ノ大きさハ規定規格ニ列ス

昭和二十三年六月二十五日
第 千 九 百 二 十 號

金 曜 日

に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期
日を次のように指定する。

昭和二十三年六月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年六月二十五日より
同 年六月二十七日まで